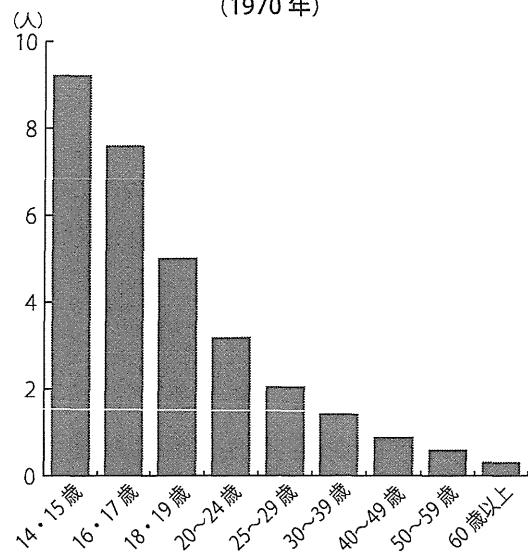
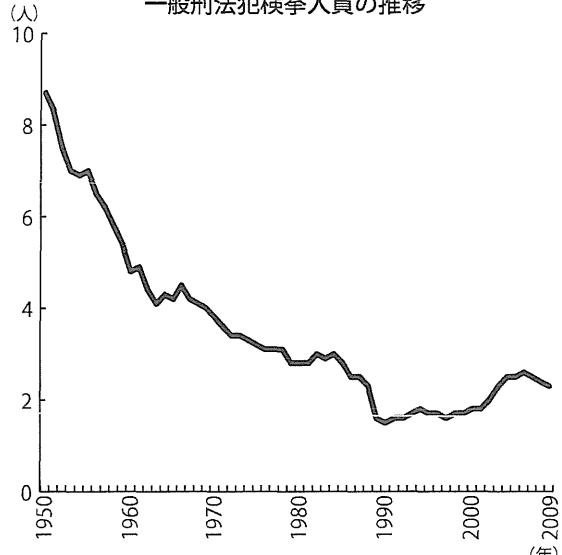


図1 人口1,000人当たりの年齢層別窃盗犯検挙人員
(1970年)



注：警察庁及び総務省の統計による。

図2 20歳以上における人口1,000人当たりの一般刑法犯検挙人員の推移



注：警察庁及び総務省の統計による。

会性を身に付けていく。幼少期は保護者に依存し、行動範囲も狭いため非行は表れにくい。しかし、思春期から青年期に移行するに従って、身体的な成長とともに行動範囲が拡大し、それに社会性など心理的な発達が十分に追い付かなかったり、家庭環境などで不利な条件が重なったりすると非行など様々な問題行動が現れる。そして、青年期になり就職、結婚を経て社会的基盤ができるがにつれて行動も落ち着いていく。それ以降は、安定期を迎える、大きな挫折等がない限り犯罪行動は減衰していく。

図1は、1970年の日本における窃盗犯検挙人員を年齢層別に人口1,000人当たりで見たものである（なぜ1970年のデータを使用するのかについては後でわかつことになる）。日本の場合は、刑事责任年齢に当たる14歳前後で犯罪行動のピークを迎え、加齢に従って犯罪によって検挙される者は少なくなっている。少子・高齢化は、犯罪の主要な担い手である若者が減少することを意味しており、それは、すなわち、日本における犯罪の減少につながるはずである。

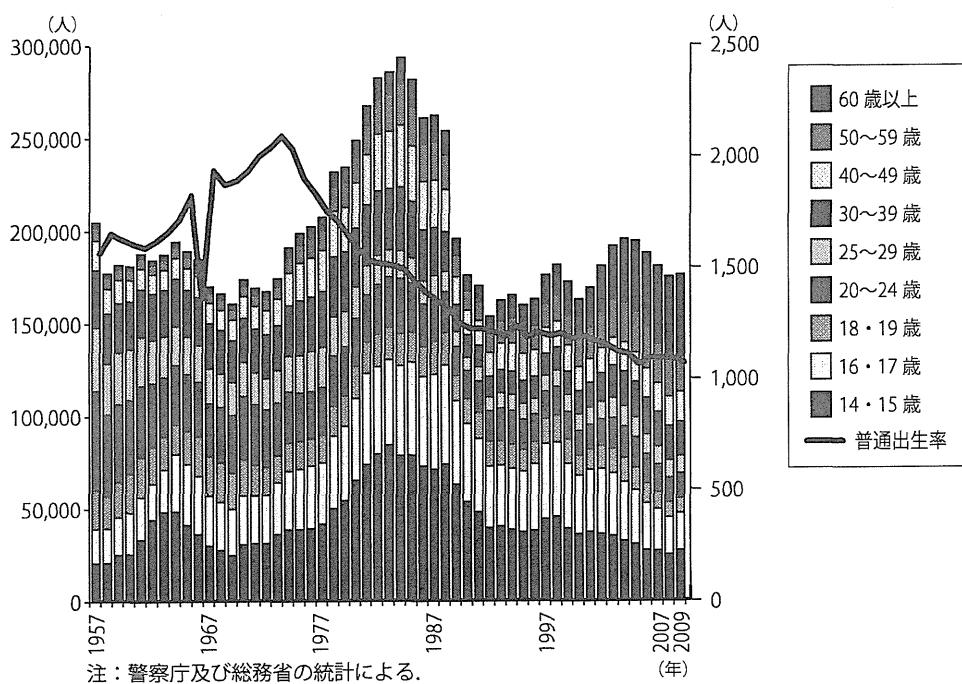
最近、銀行員で経済学者の藻谷浩介の書いた新書『デフレの正体』⁴⁾がベストセラーとなっている。藻谷は、デフレの原因を人口動態の変化を基底とした消費者動向の変化、つまり、購買意欲の高い若者（絶対数）の減少や生産者人口の減少に加えて、消費者の（総）所得が減少することで、物が売れなくなつたためであると指摘した。

実は、犯罪も同じである。日本の場合、一般刑法犯の8割は財産犯である窃盗であり、それはある意味での経済活動である。違法な経済活動である財産犯罪はもちろん、やや傾向は異なるものの、殺人などの暴力犯罪もその主要な担い手は25歳未満の青少年であり、この年齢層の絶対数が減少すれば、犯罪も減少するはずである⁵⁾。

図2は、20歳以上の成人について人口1,000人当たりの一般刑法犯検挙人員の推移を見たものである。年々検挙人員が減少傾向にあるのがわかる。この図は、総人口が高齢化したことによって、人口当たりの犯罪者数が減少していることを示しているわかりやすい例である。

ここからは、財産犯の代表である窃盗と、凶悪

図3 年齢層別窃盗犯検挙人員及び普通出生率(1,000人)の推移



注：警察庁及び総務省の統計による。

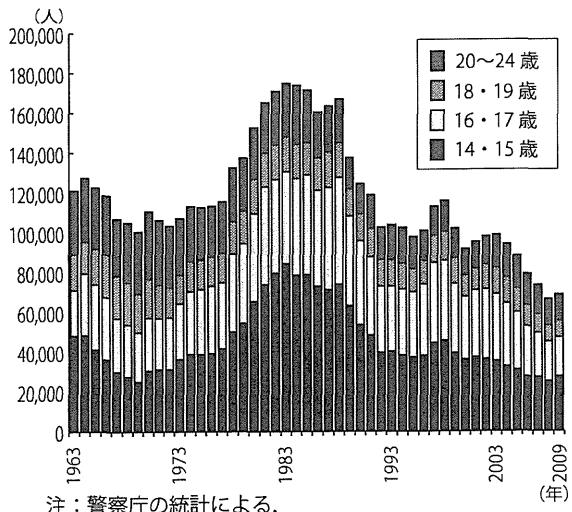
暴力犯罪の代表である殺人について、人口動態の変化がどのような影響を与えていているのかを詳しくみることにする。

〈窃盗〉

図3は、窃盗の年齢層別検挙人員の推移を1957年から示したものであるが、これに普通出生率⁶⁾のグラフを重ねてみると、新生児が犯罪をすることは不可能なので、この図を見る際には、折れ線グラフで示した出生率を10年ほど右にずらしてもらいたい。いわゆる第二次ベビーブームといわれる山と検挙人員の山、特に10代の検挙者においてよく連動しているのがわかる⁷⁾。つまり、若者が減れば、若者による窃盗の検挙人員も減るということである。ちなみに、図4は、25歳未満の若者について年齢層別窃盗の検挙人員を見たものである。1984年以降着実に減少傾向にあることがわかる⁸⁾。

その一方で、図3の検挙人員全体に目を移してみると、2000年以降については普通出生率と必ずしも連動していない。これは、最近60歳以上

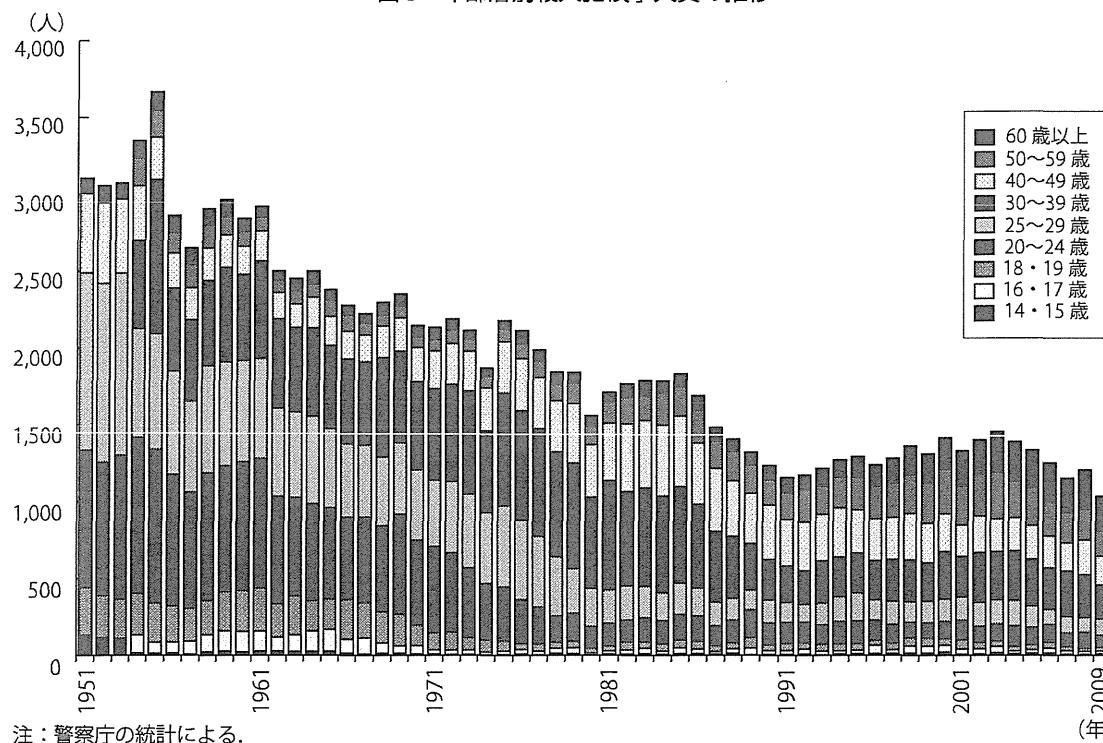
図4 年齢層別窃盗犯検挙人員の推移(25歳未満)



注：警察庁の統計による。

の高齢者の検挙人員が増加しているためである。日本における、最近の犯罪動向の最大の特徴は、高齢犯罪者の増加である。これは、少子化による犯罪減少と異なり先進国の中でも日本に特徴的に見られる現象である。高齢犯罪者の増加については次節以降で詳しく分析したい。

図5 年齢層別殺人犯検挙人員の推移



注：警察庁の統計による。

なお、1951～53年については、統計値の集計方法が異なるため、グラフ上、16・17歳が「14・15歳」に、30～39歳が「25・29歳」に、50～59歳が「40～49歳」に含まれている。

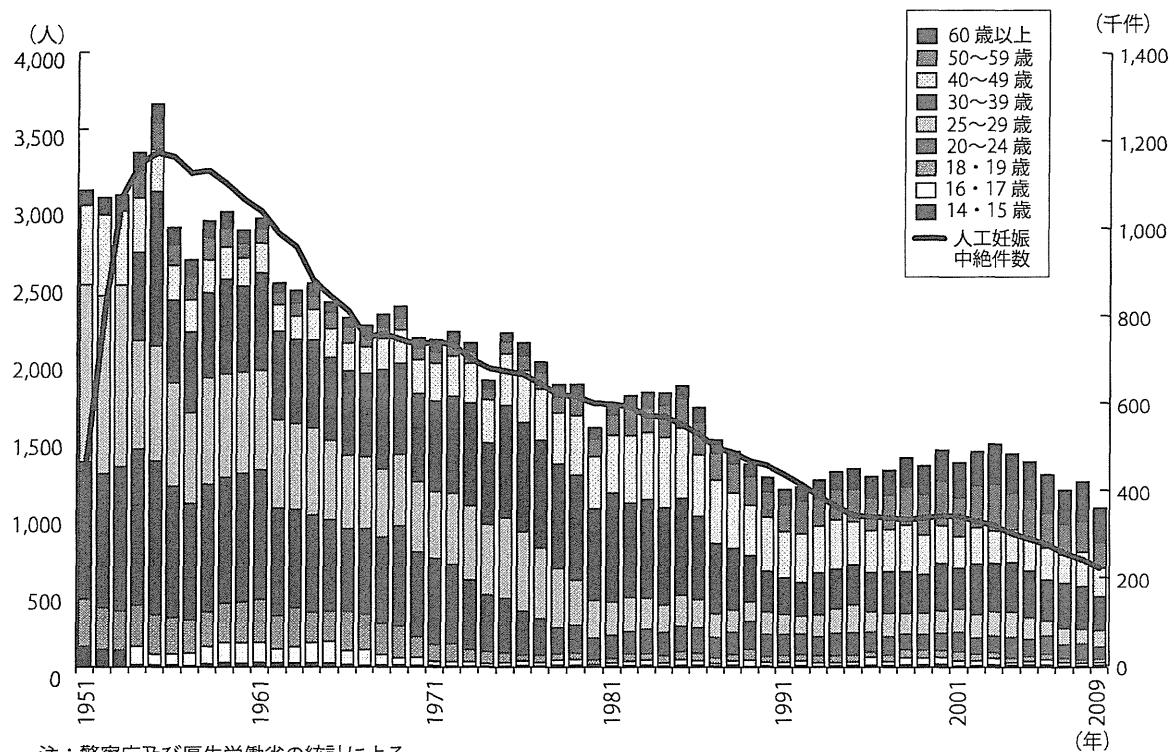
〈殺人〉

次に殺人について見てみよう。殺人は、ある意味で、窃盗以上にわかりやすい。図5は、年齢層別殺人検挙人員を示したものである。殺人の検挙人員は、戦後1950年代半ばをピークに一貫して減少傾向にある。しかも1980年ぐらいまでの急速な減少は、30歳未満の若年層によってもたらされている。これも少子・高齢化の影響を受けていっているのは間違いないが、窃盗と異なり、第二次ベビーブームによる山が小さいのが特徴である（ただし、山は存在している）。これは、1955年をピークに始まった殺人の検挙人員の減少の速度が、少子化の進行速度（たとえば、普通出生率）よりもずっと早いためである。

ここには、1949年に公布された優生保護法（現在の母体保護法）の改正が大きな影響を与えている。この改正の内容は、経済的な理由による人工妊娠中絶を認めるものであった。その目的は、女

性の産む権利を認めることではなく、急激な人口増加の抑制、妊娠・出産・育児による貧困化の防止、更には生活保護費の抑制による財政支出の削減や食糧難の解消等にあった⁹⁾。図6は、図5に人工妊娠中絶件数を重ねたものである。この両者が1990年ぐらいまでぴったりと連動しているのがよくわかる¹⁰⁾。しかも、窃盗の検挙人員と普通出生率の場合と異なり、中絶件数の件数を右にずらさなくとも連動している。これは、中絶が直接的に殺人の検挙人員を減少させていることを意味している。その多くは、家族内殺人の減少であり、中でも嬰児殺の減少が大きく寄与している。嬰児殺で検挙された者の数は、1950年の321人から10年後の1959年には150人に半減している。経済的な理由による人工妊娠中絶が認められることによって、違法な墮胎手術や嬰児殺が減少し、嬰児殺による検挙人員を減少させているのである。加えて、深刻な虐待の背景には、保護者の

図6 年齢層別殺人犯検挙人員及び人工妊娠中絶件数の推移



注：警察庁及び厚生労働省の統計による。

経済的困窮や、そこから派生する育児ノイローゼがあることはよく知られている¹¹⁾。経済的な理由による中絶が認められることによって、嬰児殺の延長線上にある虐待死が減少した可能性は高い。また、戦後の日本の殺人の約半数は家族内殺人である。経済的な理由による中絶が認められるということは、家族内殺人のきっかけともなる家族内の経済的・精神的な葛藤の原因を縮小させる効果もある¹²⁾。

なお、図6を見ると殺人と中絶の関係は、見かけ上、直線的な相関関係のように見えるが、もちろん、その関係は一様ではない。経済的な理由による人工妊娠中絶を認めることは直接的な効果として、嬰児殺や虐待死を減少させるが、時間がたつにつれ、その効果は次第に少年による殺人の減少へと引き継がれる。さらに、中絶は少子化に影響を与えるため出生数を減少させることで20~

30代の女性の数を減らし、それが更に中絶数や出生数を減少させ、結果として殺人を減少させるが、その効果は次第に小さくなり安定していく。もちろん、殺人の減少に影響を与えたのは中絶だけではない。1954年ごろから始まったとされる経済成長やそれに伴う失業率の低下なども相互に影響し合っている。すなわち立法趣旨通りに作用したとすると、中絶の合法化は、福祉関連支出を抑え、当時の日本財政を安定化させ、それが経済成長に寄与するとともに、経済成長によって貧困そのものが減少し、経済的な理由による中絶そのものが減少し、同時に失業など¹³⁾ 貧困を背景とした殺人が減少した可能性は低くない。

ロバート・アグニューらは¹⁴⁾、非行と貧困の関係は、直線的な因果関係にあるわけではなく、非線型の関係にあると指摘する。つまり、彼らは、貧困があるレベルを超え、著しい経済的な困難を

発生させるレベルに達すると、重大な非行との関係が生まれると指摘しているのである。1949年の優生保護法の改正は、提案趣旨にあるように貧困多子家庭の存在を念頭に、貧困防止や急激な人口増加が招く様々な社会問題の深刻化防止を狙っていた。

殺人の検挙人員と中絶件数の相関関係が意味していることは、経済的な理由による中絶を認めることで、直接的に貧困家庭における貧困の深化を防止し、親世代の殺人を防止するとともに、望まれない状態で生まれ貧困家庭で育つ子供世代の殺人を防止しているという二つの可能性がある¹⁵⁾。ここで注意しなくてはならないことは、この事実が示唆していることは、中絶によって将来の殺人者が生まれなかつたということではなく、改正の立法趣旨にもあったとおり、殺人の原因となるような深刻な貧困を防止することで殺人の発生が抑制されたと考えるべきであるということである。つまり、この関係が示唆していることは、貧困対策、貧困防止策あるいは貧困家庭に対する支援が殺人の防止に重要であるということである。

いずれにしても、1950年以降の少子化そのものの流れを最初に作り出したのは、この優生保護法の改正による事実上的人工妊娠中絶の合法化であり、中絶の合法化が出産調整を可能とし、それが少子化を生み、少子化が非行や犯罪の減少を生み出しているのである。そして、その出産調整が、貧困家庭を中心に行われた結果、貧困多子家庭のもつ様々な問題の発生を抑制し、貧困と直接的関係の強い犯罪を中心に¹⁶⁾、その抑制に大きな影響を与えたものと思われる。日本の犯罪発生率が他の先進国よりも低いことについては、社会の平等性、地方・世帯間経済格差の小ささ、教育水準の高さなどいろいろと指摘されているが、実は、これら自体にも優生保護法の改正が影響を与えていた部分も少なくない¹⁷⁾。少なくとも、当時の

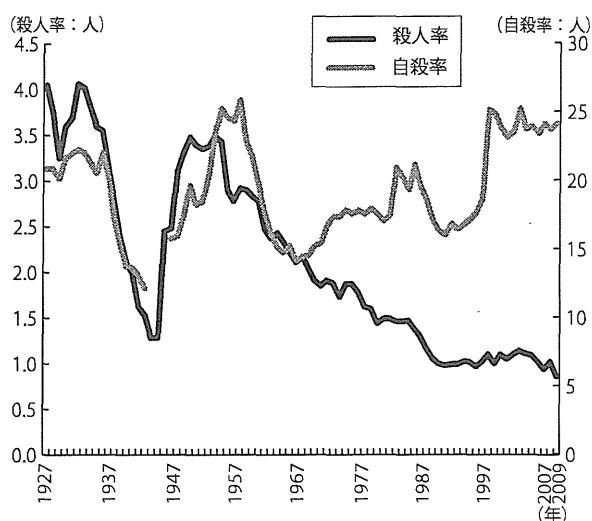
国会議事録を読むと、それこそが立法趣旨そのものであることは明らかである。

ここで、筆者が、決してこの中絶による犯罪減少を肯定的に評価しているわけではないことは記しておきたい。優生保護法の改正は、戦争を放棄し、多数の兵隊を必要としなくなった戦後の日本において、復興と秩序の回復には有効であったかもしれない。しかし、それは両刃の剣である。現在の日本では、犯罪や刑事司法の分野に限らず「安全・安心」が金科玉条のごとく尊ばれ、それぞれの市民が「安全・安心」を追求し、地域から不審者やホームレスを排除し、「(知らない)人を見たら泥棒と思え」とばかりに警戒心を露わにしている。それに追随するように国家が様々な規制を強化している。現実に、少子・高齢化の中、犯罪は減少傾向にあり、犯罪の範囲を拡大するなど活動範囲を広げない限り、刑事司法機関は、比喩的に例えれば顧客を失い、早晚、縮小を余儀なくされる。「安全・安心」への欲求の高まりは、刑事司法機関には組織を維持する絶好の機会でもある。もちろん、刑事司法機関は、正義感から、社会貢献を考えて市場を開拓し、活動の範囲を広げる所以であるが、「安全・安心」によって狩られているのは誰なのか、都合の悪い人を排除することで問題を解決しようとするような社会は、いずれ市民がばらばらに孤立していき、崩壊の運命にある。不審者の影におびえ、中世の魔女狩りのようにやみくもに魔女を狩っていると、いつか自分たちが狩られる対象となっていることに気づくことになるだろう。

(2) 少子・高齢化と自殺・事故

次に、自殺や事故と少子・高齢化の関係について少し見ておこう。ここで一つ自殺と他殺の関係について興味深いグラフを紹介しよう。図7は、人口10万人当たりの自殺率と殺人率の関係をグ

図7 人口10万人当たりの自殺率及び殺人率の推移

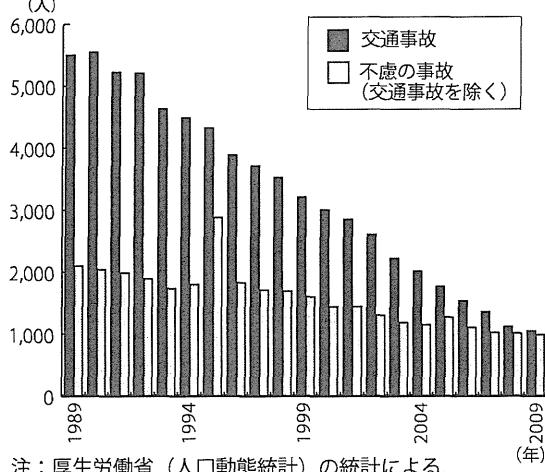


注1：警察庁、厚生労働省及び総務省の統計による。

注2：自殺率は人口動態統計の自殺者数、殺人率は入手できなかった統計の関係上、検挙人員ではなく、殺人の認知件数を人口で割って10万をかけたものである。

注3：1944～1946年にかけて自殺者数の統計を入手できなかつた。

図8 30歳未満の若者の不慮の事故による死者数の推移



注：厚生労働省（人口動態統計）の統計による。

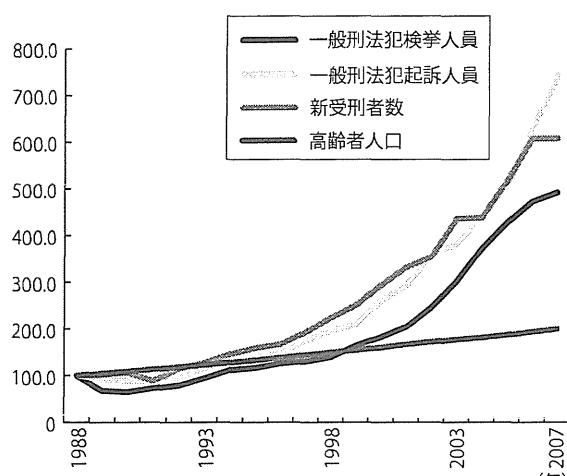
ラフ化したものである¹⁸⁾。1960年代半ばまでは、自殺率と殺人率は連動して推移しているが、1960年代半ばを境にその関係性が変わっている。この関係を理解するためには、年齢層別の自殺者数（率）の推移を見る必要がある。図7において、戦後1950年代半ばまで自殺率が上昇し、その後1960年代半ばまで低下してきた山は、主として25歳未満の若年層の自殺の増減によって作られたものである。そして、1960年代半ばからの自殺率の上昇は40代半ば以上の中高年によって作られたものである。最近10年間の自殺者数が3万人を超えるなど高値安定しているのは、後述する1990年代後半に起こった構造的な経済変動に加えて年齢的に自殺率の高い55歳以上の中高年層の人口が増加したことによる影響が大きい。少子・高齢化は、殺人を減少させる一方で、自殺を増加させているのである。さらに、1950年代半ばをピークとし、その後1960年代半ばま

で減少する自殺者数の山と先の中絶件数にも強い相関があり、前述の優生保護法の改正によって経済的理由による中絶が認められたことによる貧困防止が、子供を産む若年層を中心とする自殺の減少にも一定の効果を持っていた可能性もあるのかかもしれない。

図8は、人口動態統計の死因統計から30歳未満の若者について、交通事故とそれを除く不慮の事故による死者数の推移を見たものである。最近、交通事故を中心に若年者による事故死が減少していることがよくわかる。これは、少子化で若者が減少していることに加えて、交通事故に関しては、事故そのものや負傷者が増加傾向にある中で死亡者数が減少していたことから考えると、事故によって傷害を負ったものの命が助けられるようになつた効果も大きいと考えられる。1991年4月23日に救急救命士法が制定され、心肺停止状態の者に対して医師ではない救命救急士が救命救急処置を行えるようにするなど救命救急制度の拡充によって救命率が上がっている¹⁹⁾。また、シートベルトの着用が普及した効果も見逃せない。

いずれにしても、日本においては、少子・高齢化によっては消費や犯罪の主要な担い手である若

図9 刑事司法手続段階別高齢者の推移



注:『平成20年版犯罪白書』のデータによる。

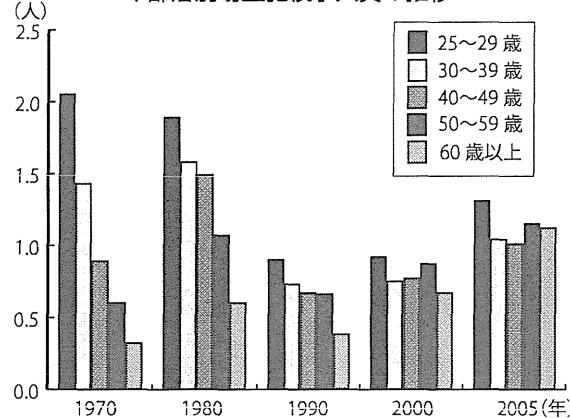
者が減少し生産者人口が減少することで、マイナス面としては、物が売れなくなりデフレが発生しているが、プラス面としては犯罪や事故による死亡が減少するという効果を生み出している。

3 犯罪曲線の変化： 日本の犯罪の何が変わったのか

さて、ここまででは、殺人や窃盜を中心とする少子・高齢化を中心とする人口動態の変化が、犯罪の主要な担い手である若者の減少をもたらし、それによって犯罪が減少していることを確認した。その一方で、窃盜において、高齢者の検挙人員の増加によって検挙者全体の減少に歯止めがかかっていることも指摘した。図9は、1988年を100とした場合の65歳以上の人団、検挙人員、起訴人員、新受刑者人員の20年間の推移である。この20年間で65歳以上の高齢者人口は2倍となっているが、起訴人員は7倍、新受刑者人員は6倍となっている。つまり、最近20年間だけで見れば、人口の高齢化の約3倍のスピードで刑事処分される高齢者が増加しているのである。

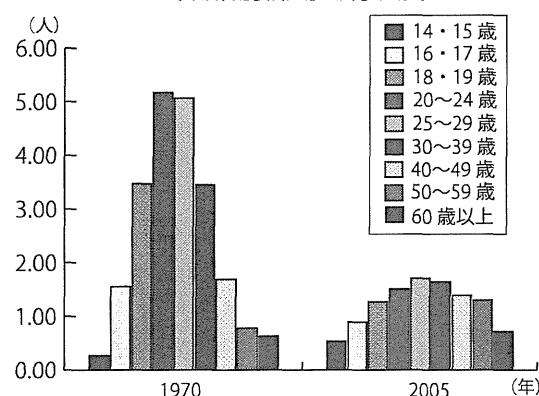
図10は、25歳以上の者について人口1,000人当たりの年齢層別窃盜犯検挙人員を1970年から

図10 人口1,000人当たりの年齢層別窃盜犯検挙人員の推移



注:警察庁及び総務省の統計による。

図11 人口10万人当たりの年齢層別殺人犯検挙人員



注:警察庁及び総務省の統計による。

2005年まで約10年間隔で見たものである。この図にあるように、1970年の時点では、発達犯罪学の示す法則どおりに、年齢を経るごとに人口当たりの検挙人員が減少している²⁰⁾。先に述べたように、犯罪は加齢に伴って収束し、高齢者ではほとんど検挙される者がいないのが一般的である。ところが、図10を見れば明らかのように、現代に近づくにつれて、加齢による検挙人員の減少率が減衰し、2005年には、ついに30歳以降の人口当たりの検挙人員の減少が完全に消失している。つまり、最近の日本における高齢者犯罪の急激な増

加は、単に高齢者が増えたためだけではなく、加齢による犯罪抑止効果が消失したこと、言い方を変えれば、加齢によっても犯罪から足を洗えない人が増加していることに原因がある。

ちなみに殺人について見てみると、図11にあるように1970年と2005年における年齢層別の検挙人員を人口比で比較してみると、全体の山が小さくなっているのが最大の特徴である。つまり20代やその周辺において殺人で検挙される者が大きく減少しているが、その一方で、加齢による犯罪抑止効果はまだ残っている。

殺人については、50代（団塊の世代）でやや人口当たりの検挙人員が増加しているほかは、20代を中心に大きく人口当たりの検挙人員が減少している。つまり、世論の思惑と異なり、若者を中心に少子・高齢化の影響を超えて日本では人を殺さなくなってきたのである。

4 これまでのまとめと

加齢による犯罪抑止効果消失の原因

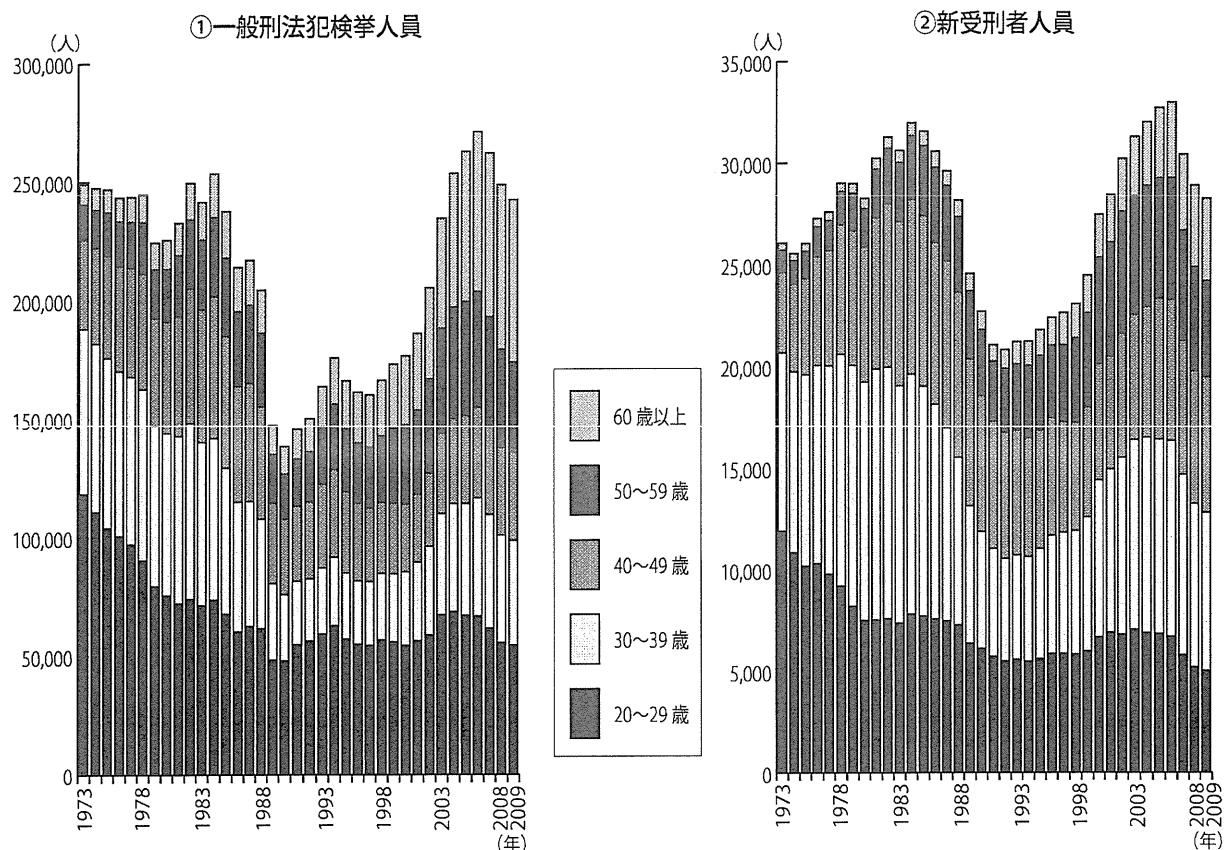
これまでの分析を総合すると、結論としては、日本では罪種によってやや異なる傾向はあるものの、少子・高齢化によって犯罪・非行は減少傾向にある。その一方で、窃盗を中心に加齢による犯罪抑止効果の喪失が顕著であり、人口比で見ると30歳以降の検挙者には増加傾向すら認められる。加えて、高齢化によって高齢人口そのものが増加し、それに比例する形で高齢犯罪者が増加している。つまり、日本の刑事政策において、今、一番大きな問題は、30歳を過ぎても犯罪から足を洗えなくなっていること、それが、人口そのものの高齢化と相まって高齢者犯罪を急激に増加させていることである。

日本において、30歳を過ぎても犯罪から足を洗えない社会になっていることの原因については、いろいろな可能性が考えられる。犯罪学の研究²¹⁾

では、30歳以降に急速に犯罪の発生率が減少する背景には、就職や結婚などによって生活基盤が整うだけでなく社会との関係が安定することにあることがわかっている。図10を見ると、日本で30歳以上の加齢による犯罪抑止効果がほとんど見られなくなったのが2000年頃から（より厳密に統計を比較すると1995年から2000年の間）である。先述の藻谷は、1996年から生産者人口が減少に転じ、そのころからデフレによる不況が始まったと指摘している。つまり、少子・高齢化が進行し、日本の人口ピラミッドが大きく変化する中で、1996年に生産者人口が減少に転じ、それが構造的な不況原因となり経済にも深刻な影響を与えたということである。少子・高齢化は、日本の犯罪の総量を減少させたものの、デフレや不況を作り出すことで、中高年が犯罪に陥りやすい状況を作り出したのかもしれない。それを象徴するかのように、1998年から生活保護費世帯が急激に増加し始め、中高年の自殺者の増加で自殺者数が3万人を超えた²²⁾。50歳以上に限定して人口当たりで見ると自殺率と窃盗率の増加が同じ時期に起きたことになる。

さらに、この時期は、いわゆるバブル経済の崩壊後、1990年代後半に起こった山一証券を始めとする金融破たん、失業率の上昇、産業の空洞化が叫ばれた時期もある。また、橋本龍太郎内閣に始まり小泉純一郎内閣に引き継がれた構造改革や公共事業の削減などによる経済構造の変化や雇用の喪失が深刻化し、さらには社会全体での離婚率の上昇などによって、最近話題となっている「無縁社会」²³⁾に代表されるような人々の孤立化も大きな社会問題となっていた。窃盗、強盗や殺人などの古典的な犯罪の根本原因の一つは、生活困窮や社会的な孤立によって生活上の問題解決ができなくなることがある²⁴⁾。刑務所の中には、新自由主義経済の浸透によって、家族や会社などさ

図12 年齢層別一般刑法犯検挙人員及び新受刑者人員の推移



注 警察庁の統計及び矯正統計年報による。

さまざましがらみから解放された結果、孤立化し、犯罪に至った中高年が多いのも事実である²⁵⁾。

5 高齢犯罪者が増加したのか、それとも刑事司法が高齢者に厳しくなったのか

ただ、刑事司法の各段階における高齢犯罪者の増加について考慮しておかなくてはならないことが一点ある。それは、高齢犯罪者が増加した理由として、二つの可能性を考えなくてはならないことである。一つは、前述のように社会構造の変化など何らかの理由によって実際に中年期以降も犯罪から立ち直れなくなった結果、中高年が以前よりも犯罪行為を行いやすくなってきたことである。もう一つは、万引きなどの軽微な犯罪を行った中高年に対しては、以前は、社会的な影響も考慮し、警察等の刑事司法機関が検挙などの公式なアク

ションを起こさなかったのだが、近年、その姿勢に変化が生じ、中高年に対しても警察等が厳格な姿勢で臨み始めたことである。

おそらく、現在の日本の状況は、この両者が相乗的に作用して引き起こされているものと考えられる。検挙段階については、万引き等についてどの程度が警察に通報され、そのうちどの程度が検挙されているかを調べる統計がないので確かめようがないが、検察段階については、図9にあるように、高齢者の増加率は、検挙段階よりも起訴・受刑段階の方が大きく、検察・裁判の段階でも高齢者に対する処分（刑罰）の厳格化が見られる。

その一方で、前述のように万引きなどの高齢者犯罪の背景には生活困窮や社会的孤立があり、格差社会の進行や終身雇用の崩壊など、最近の日本社会には、中高年が万引き等の犯罪に陥りやすい

社会状況があるのも確かである。

コンプライアンス（法令遵守）が叫ばれる刑事司法において女性²⁶⁾ や高齢者を特別扱いせず、厳格に処分する傾向がある程度認められるが、現在でも高齢者の万引きや自転車盗については、その70%程度が微罪処分となっていることを考えると²⁷⁾、高齢者による犯罪そのものが増加しているのは確かなことであろう。

図12は、一般刑法犯の年齢層別検挙人員と年齢層別新受刑者人員の推移を並べたものである。検挙段階と比較して、受刑段階では高齢者の割合が減少していること、つまり、刑事司法過程の中で高齢者が他の年齢層よりも寛大に処分されている可能性が示されている。

また、紙面の関係で図は示さないが、60歳以上の窃盗犯について人口10万人当たりの検挙人員、起訴人員、新受刑者人員を、1970年を100としてその推移を比較すると、いずれも1970年から2005年の35年間に約3倍強となっている。細かく見ると、2000年以降、人口比で見ても起訴段階でやや伸び率が大きく、検察における厳格化の傾向が認められる。

いずれにしても、65歳以上の高齢者が人口の20%を超えるなど、超高齢化が急速に進行する中で、社会においても、刑事司法においても敬老精神が徐々に薄まり、身体的、精神的、経済的にもハンディを抱える高齢者にとって日本が次第に生きにくい社会になりつつあることは確かなのかもしれない。

6 日本の刑事司法の何が問題なのか

日本の刑事司法も、高齢者に対しては比較的寛大な処分を行う傾向があるとはいえ、他の先進国と比較してみると、被疑者、被告人、そして受刑者の高齢化率が非常に高く、なおかつハイスピードで高齢化が進んでいる。さらに考慮しなくては

ならないことは、彼らの多くが、累犯とはいえ、万引きや無銭飲食といった比較的軽微な犯罪を繰り返すことで実刑となっていることである。本節では、この原因について、主として日本の刑罰運用に焦点を当てて考えてみたい。

日本の刑罰（刑事手続）は、応報を目的とし、その機能としては、実質的には社会に害をなす犯罪者を社会の外、つまり刑務所につまみだすことを大きな任務としていた²⁸⁾。教科書的な言い方をすれば日本の刑罰は、良くも悪くも応報と一般予防を第一の目的として運営されているのである。刑事裁判において、執行猶予は単に刑の執行を猶予するだけのものであり、保護観察付執行猶予も実刑と単純猶予の中間的刑罰として、量刑上、裁判官による温情の手段としてのみ存在している。つまり、被告人の更生に保護観察が必要だから付けるのではなく、執行猶予よりも重い刑罰が必要だから保護観察が付くのである。

日本の刑事裁判官には、量刑に関して、行為責任主義を徹底すべきで、被告人の行った行為を中心には、情状などの酌量事由を検討した上で、被告人に犯した罪に対する責任を取ってもらうことを重視すべきであり、再犯のおそれと言った不確定な要素を考慮すべきでないと考える人が少なくない。彼らにとって、更生とは再犯を起こさないことであり、それを考慮することは再犯のおそれを考えることと同じことだと考える。これは、刑罰の謙抑主義を重視すれば、将来の危険性などを考慮した量刑を避ける態度として肯定的に評価できる。しかし、そこには量刑における被告人の社会復帰という視点はまったく入り込む余地がない。この立場に立つと、裁判員裁判において、裁判員が、被告人の更生を考え、単純執行猶予ではなく、保護観察付執行猶予を望むことは、裁判員による厳罰化の表れにほかならない。それでは、このような裁判員の判断は否定されるべきなのか。

日本の刑事手続や刑事裁判に欠けていたもの、それは刑罰の目的としての更生という視点である。日本国憲法第31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」と規定し、第36条では、公務員による残虐な刑罰を禁止している。日本国憲法の中には、刑事手続における人権保障に関する規程（条文）が多く存在する。しかし、その中のどこを探しても犯罪者の更生という視点は見つからない。

最高裁判所が作った裁判員へのパンフレット『裁判員制度ナビゲーション（2010年9月改訂版）』には、2頁に、刑罰の目的として「殺人、放火、強盗、窃盗などの犯罪は、国民の生命、身体、財産、生活の平穏、社会公共の秩序といった、国民や社会、国家の重要な利益を侵すものです。しかし、犯罪の被害を受けた人が、直接犯人に報復したのでは、かえって社会の秩序が乱れてしまいます。そこで、国が、このような犯罪を犯した者に対して刑罰を科すことにより、これらの重要な利益を守っています。」と記載してある（下線は筆者による）。つまり、最高裁判所は、刑罰の目的は応報にあると考えているわけである。日本の裁判官や検察官が更生に关心を持たないのはそれが職業上求められていないからでもある。

このように、日本の刑罰、特に判決までには、温情はあっても更生という視点はない。その結果、初犯であれば、被害弁償、謝罪、引受人などの条件が整えば温情によって寛容な処分は与えるものの、起訴猶予、罰金刑や執行猶予になった被疑者・被告人に対する実質的な更生支援はほとんどない。弁護士の多くも、判決後は、自分たちの役割は終わったとして関わろうとはしないことが多い。それどころか、個人の自由な意思決定という理念にとらわれすぎて、現実を直視することを忘れ、判決後に弁護士は関わるべきではないとまで

考える者もいる。しかし、生活苦や社会的孤立を背景に罪を犯した者たちは放免された後どうなるのであろうか。何の支援もないまま社会に戻っても、生活が再建できるわけではない。今度は再犯者・累犯者として検察官や裁判官の前に戻ってくることになる。そして、起訴猶予、罰金刑、執行猶予、実刑と徐々に重い処分が科せられ、最後にはたとえ2円の窃盗であっても機械的に累犯加重が適用され有罪＝実刑となり刑務所に送り込まれるのである²⁹⁾。

図13は、前科と量刑の関係をグラフにすることで、刑罰における累犯加重の実態を、犯罪全体と窃盗について示したものである。犯罪全体では、前科に比例して刑罰が重くなっていること、窃盗については、それが更に極端になり、2犯目から急速に刑罰が重くなっていることがよくわかる。

また、図14は、刑務所出所者（窃盗）について、前科（入所度数）と帰住予定地の関係を示したものである。その他には、帰る場所が決まっていない人たちが多く含まれている。前科に比例して帰住予定地のないものが増加しているのがよくわかる。

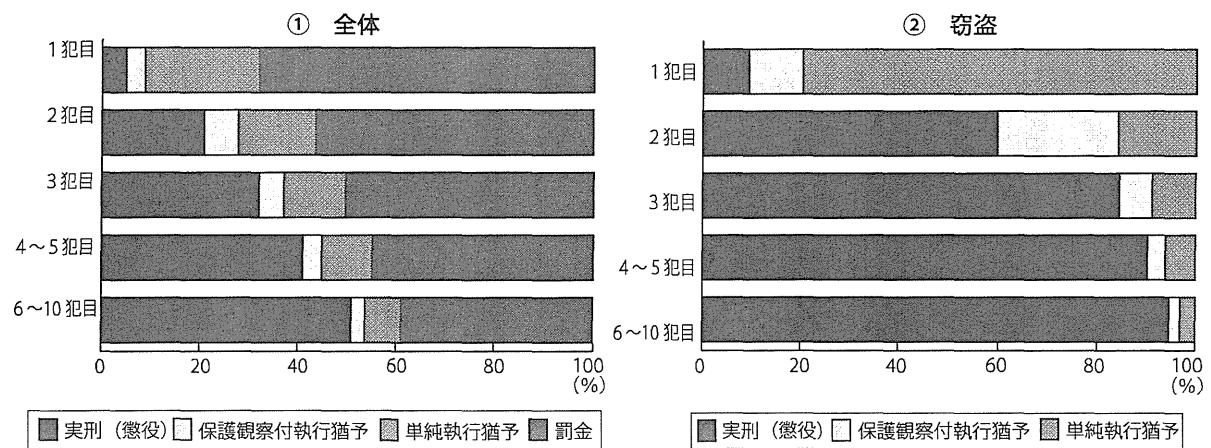
さらに、図15は、刑務所出所者（窃盗）について前科（入所度数）と再犯（再入所）の関係を示したものである。前科に比例して再入が多くなっているのがわかる。

この三つのグラフが暗示しているのは、累犯加重の機械的適用に代表される日本の応報的刑事司法が、犯罪者の社会適応を阻害し、再犯を生み出している現実である。

7 応報と温情だけの刑事司法

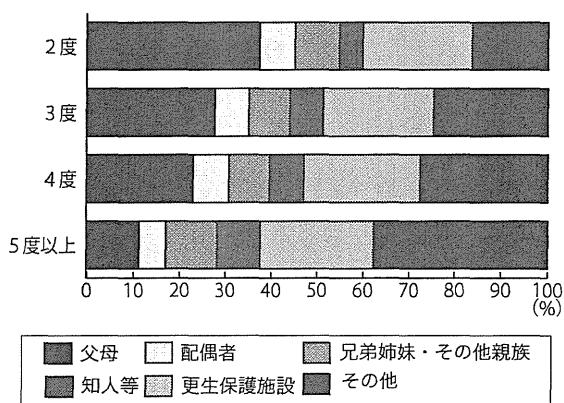
では、日本の刑事司法は、他の先進国と比較して厳罰傾向が強いのかといえばそうではない。検察庁に送検された被疑者のうち、実刑となって刑務所に収容される者は2%に満たない。ほとんど

図 13 前科別の量刑状況



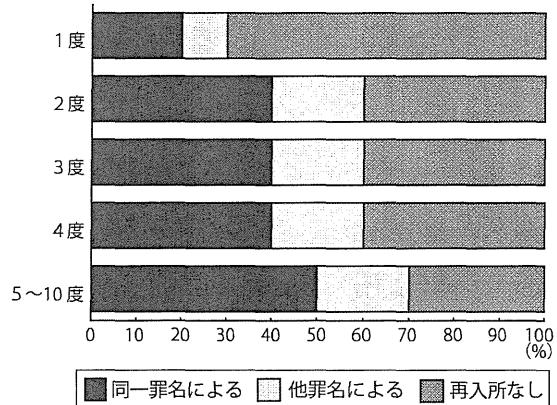
注 「平成 21 年版犯罪白書」による。

図 14 入所度数別窃盗犯再入者の中の前刑帰住先別構成比



注：「平成 21 年版犯罪白書」による。

図 15 入所度数別窃盗犯出所受刑者の 5年内再入所状況別構成比



注：「平成 21 年版犯罪白書」による。

の者（被疑者の98%以上）は、不起訴・起訴猶予、略式命令請求による罰金、たとえ公判請求されても半数は執行猶予となって社会に戻っていく。日本の刑事司法は、全体としてみれば、拘禁を避け、効率的に運用されていると言えなくもない³⁰⁾。日本の刑事司法は、確実に厳罰化の方向に向かっていたが、日本が超厳罰の国というわけではない。

問題は、この被疑者の中から選りすぐられて実刑となった2%の人たちの中に、前述のような万引や無銭飲食の高齢者が多く含まれていることがある。本稿では詳述しないが、新たに刑務所に収

容される新受刑者の20人に3人は高齢者であり、4人に1人はIQが70未満である³¹⁾。つまり、いわゆる社会的弱者と言われている人が、この2%の多くを占めている。どうしてこんなことになるのか。直接的には、先に述べたように彼らが累犯化しやすいためであるが、同時に、起訴猶予、罰金、執行猶予を勝ち取るために一定の条件を満たす必要があるからである。では、どういう条件が整えば98%の勝ち組になることができるのか。勝ち組になる条件は、端的に言って、財力（被害弁償等）、人脈（身元引受人等）、知的能力（内省

力・謝罪等の表現力)である。一般的に、家族や仕事があり社会基盤がしっかりしている者や、経済的に豊かな犯罪者は、弁護士の支援も受けやすく、被害弁償を行うことで示談を得やすい。教育水準の高い者は、コミュニケーション能力も高く、取調べや裁判の過程で、警察官や検察官、裁判官の心証をよくするために、場に応じた謝罪や自己弁護等の受け答えができる³²⁾。その結果、こうした人々は、起訴猶予、略式裁判(罰金)、執行猶予を勝ち取りやすく、よほどの重大な事件でなければ実刑にはなりにくい。5億円の詐欺事件でも執行猶予判決となる者がいる一方で、累犯とはいえる2円相当の窃盗でも実刑となる者がいるのはこのような理由による。高齢犯罪者の背景には、生活困難や社会的孤立があることからわかるように、高齢犯罪者は就業が困難であり、死別等で配偶者のいない者も多い。そのため、収入がなく、身元引受人がおらず、しかも認知機能にも問題のある者が少なくない。だから実刑になりやすいのである。

8 刑事司法の孤立と福祉の不在

とはいって、日本の刑事司法は、万引き、自転車盗や無錢飲食など軽微な犯罪の場合には、ことさら社会的弱者に厳しいわけではない。繰り返しになるが、高齢被疑者は、そうでない者と比較すると起訴猶予になりやすいのも事実である³³⁾。問題の所在は刑事司法の外にも存在している。それは、日本の刑事司法が、社会福祉など他の社会制度から孤立していることにある。刑事司法によって一時的に社会からつまみ出された者たちの中には、検察官や裁判官の温情によって社会に戻される者も多い。しかし、その場合でも、そもそも彼らが犯罪を起こした背景事情である生活困窮や社会的孤立といった問題を解消するための支援が伴わなければ、何の問題解決にもならない³⁴⁾。彼らの多

くは、検察官や裁判官の温情に感謝し、自らの行為を深く反省するものの、自力で支援を見つければ、再び刑事司法に取り込まれ、検察官や裁判官の前に戻ってくることになる。こうして累犯化した彼らは、ある時点からベルトコンベヤーに乗せられたように釈放される端から刑務所に戻ってくるようになるのである。

判決までの日本の刑事司法に、更生という意識がないとしても温情は存在する。警察段階の微罪処分や、起訴猶予、罰金、執行猶予をきっかけに福祉などの支援につながり、生活困難や社会的孤立といった問題が解決されれば累犯化の多くは防ぐことができる。ある意味、高齢者や知的障がい者による万引き、自転車盗や無錢飲食に代表されるような軽微な犯罪は、彼らが抱える社会的問題の一つの兆候であり、社会病理としての症状でもある。にもかかわらず、日本においては、検挙が支援につながることは少ない³⁵⁾。ここに日本が抱える大きな問題がある。

日本では、検挙された人は、その段階から「犯罪者」となり福祉など一般的な社会サービスの対象からは外れてしまうことが多い。「犯罪者」は、逮捕された段階で、もはやサービスを受ける市民ではないのである³⁶⁾。筆者は大学で勤務しているが、学生が何らかの犯罪で検挙されると、彼らは教育の対象ではなくなり、それがよほど軽微な犯罪でない限り処分の対象となる。新聞に掲載されるような事件の場合には退学処分を前提に懲戒審査が始まる³⁷⁾。これは筆者の勤務する大学に限ったことではない。最近では酒気帯び運転で検挙されると免職される職場も少なくない³⁸⁾。彼らは罪を犯した犯罪者であり、処分の対象であって支援の対象ではない。懲戒免職後に、元の勤め先が就職を斡旋したら間違いなくマスコミによる非難的になるだろう。だから、彼らのその後の生活のために公的機関が支援の手を差し伸べることはな

い。家族・親族・友人などの個人的な支援がなければとたんに路頭に迷ってしまうことになる。

筆者は大学教員となる前は矯正実務家であったが、福祉関係者の多くが、罪を犯した者の支援は、同じ刑事司法内の更生保護が担当すべきとしてなかなか福祉からの支援を得ることは難しかった。しかし、更生保護は、あくまで刑事司法機関の一部であり、彼らを経済的あるいは福祉的に支援し、生活を再建させる機能も能力（予算）も有してはいない。日本のもう一つの問題点は、こうした犯罪者に対する社会サービスの排他性にあると同時に、市民がひとたび犯罪者となつた場合に、刑事司法機関のみが対応しなくてはならない刑事司法の孤立、つまり刑事司法機関と他の社会機関との連絡の不在にある。

この問題を解決するためには、刑事司法関係者だけでなく、福祉関係者の意識改革も必要である。刑事司法と福祉が少しでも連携し、警察官、検察官や裁判官が処分において少しでも更生を意識することができれば、それが被疑者や被告人の抱える問題を理解することにつながり、ひいては、その問題を解決するために必要な支援を提供する福祉機関につなぐことに結びついていくのではないだろうか。

社会保障制度が充実していることで有名な北欧のノルウェーでは、これが徹底され、どのような犯罪者であっても市民としての権利を有し、福祉や医療サービスを受けることができるため、そもそも刑務所を出所後帰る場所のない受刑者はあまり存在しないし、増加する高齢犯罪者という問題も存在していない³⁹⁾。また、ノルウェーでは、高齢者に対する最低補償年金制度などが存在し、無年金者が存在しないなど福祉そのものが充実しているため、高齢者犯罪そのものが極めて少ない。

フランスにおいても、1970年代半ばころから1980年代にかけて高齢者の所得基準が引き上げ

られ、それと連動する形で軽微な窃盗で検挙される高齢者数の減少が見られることが指摘されている⁴⁰⁾。日本の高齢受刑者に多い万引きや無銭飲食の常習は、そもそも高齢者福祉が充実していれば存在しない問題なのである。つまり、彼らを刑事司法機関が処分していること自体が、日本の高齢者福祉に大きな問題があることを示しているのである。

9 人生の最後の砦としての刑務所

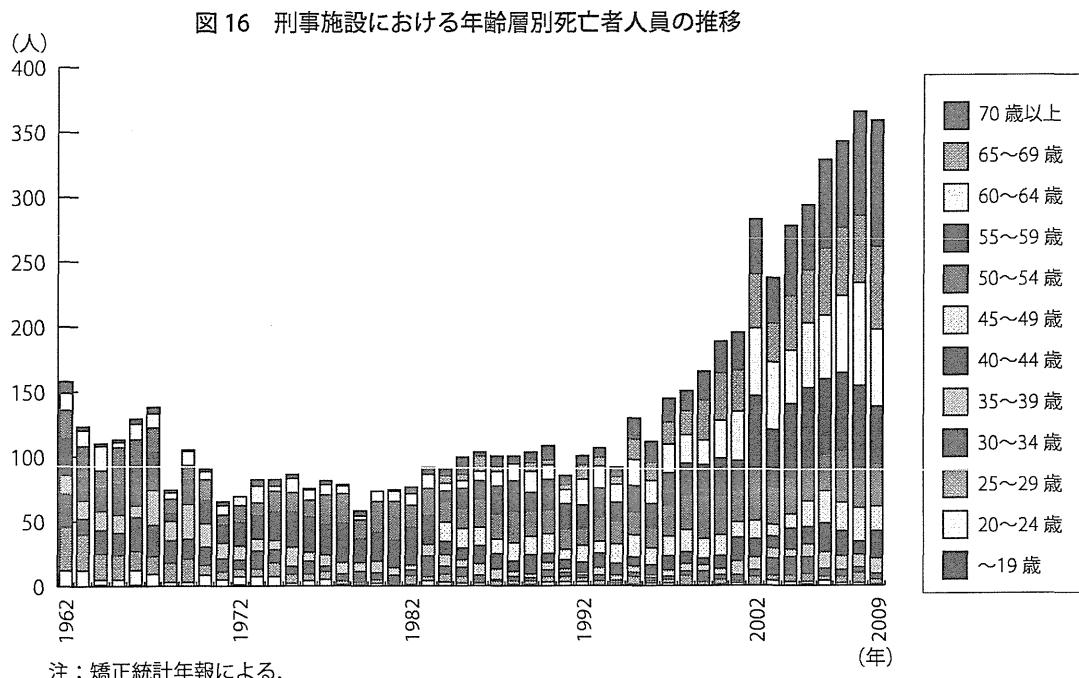
高齢犯罪者の実態からは、社会的に孤立した高齢者が万引きなどを繰り返し、社会的に孤立しているがゆえに被害弁償もできず、引受人もいないため実刑となり、社会的に孤立しているがゆえに満期釈放となり、短期間に再犯を行い、再び刑務所に戻っている様子がうかがわれる⁴¹⁾。

その要因を刑事司法システムの中で考えてみると以下のような問題点に要約することができる。

- ① 検察や裁判といった刑事司法機関が、応報や一般予防を主要な任務とし、再犯を防止し、被疑者・被告人を更生させることを自分たちの役割だとは考えていないこと
- ② どんなに被害が軽微であっても、一定以上犯罪を繰り返すと、刑法の累犯加重原則を機械的に適用すること
- ③ 刑事司法と福祉の連携がほとんどなく、刑事司法のどの段階でも自立が困難な状況で犯罪者となった人に対する支援がまったく行われていないこと（刑事司法における福祉の不在）
- ④ 福祉や社会が罪を犯した人を支援の対象と考えていないこと

などである。

そして、実刑となった高齢者は、受刑することでさらに社会とのきずなが弱まり、何の支援もないまま満期で釈放され、累犯者となる。まさに負



注：矯正統計年報による。

のスパイラルがそこにある。そして、その結末として、図16にあるように、刑事施設で死亡する高齢被収容者が急増しているのである。統計から見えてくるのは、社会に居場所がなくなり受刑し、刑期満了後も行き場がなく、再び刑務所に戻ってきて、最後は刑務所で亡くなっていく受刑者の姿である。

2011年5月30日付けの産経新聞に、「おにぎり＆お茶で強盗『刑務所に戻りたい』」と題する記事が掲載された。大阪で起こった事件だが、63歳で刑務所を出たばかりの無職の男性が、コンビニ店で食品を奪ったとして強盗の現行犯で逮捕された。彼は、レジで店員にカッターナイフを突き付け、おにぎりとお茶（246円相当）を奪ったが、その際に「警察を呼べ」と告知し、店から逃走、約200メートル離れた路上で駆け付けた警察官に捕まっていた。逃げることで罪を重くし、確実に刑務所に戻れるようにするためである。

刑務所は、社会の中で唯一収容を拒否したり、たらい廻しをしたり、途中で追い出したりできない施設である。セイフティーネットが十分に機能

せず、社会が排他的になれば、居場所を失った人々が最後に行き着く場所が刑務所である。しかし、刑務所は、社会の一部である。刑務所内で死亡する受刑者は急増しているものの、彼らの多くは再び社会に戻っていく。社会の中に居場所が作れなければ、回転ドアのように受刑者は刑務所に戻ってくるしかない。日本の「応報型刑事司法」が、誰を罰しているのか、罰せられた人たちはどうなっているのか、高齢受刑者の増加は、現在の日本の刑事司法が社会の中で果たしている機能を改めて考え直す機会を与えてくれている。

10 金さん司法から鬼平司法へ

これまでの日本の刑事司法は一言でいえば、時代劇「遠山の金さん」に代表される「金さん司法（応報ときどき温情型司法）」であった。悪人を断罪し、刑罰を科して「これにて一件落着」と宣言しておしまいである。ドラマを見ている人は、それですっきりするかもしれないが、現実社会では、何も解決していない。これまでの日本の刑事司法の中心的な役割は、犯罪というトラブルを刑罰や

刑事処分によって処理することであった。しかし、その「金さん司法」的な処理が何の問題解決にもつながっていないのは、刑務所の高齢受刑者等を見れば明らかである。

これからの刑事司法は、「遠山の金さん」ではなく、「鬼平犯科帳」のモデルとなった長谷川平蔵を目指すべきではないだろうか。長谷川平蔵は無宿人や軽犯罪者のために人足寄場を作つて彼らの自立更生支援を試みた。彼は、刑罰を科すだけでなく、その先の更生を見据えていたのである。そのことになぞらえて、更生を目指した司法のことを「鬼平司法（問題解決型司法）」と仮に呼んでおこう⁴²⁾。ただし、現在の刑事司法の抱える問題を解決するために、判決後の矯正施設や保護観察制度を充実させるだけで十分ではないことは言うまでもない。そもそも、高齢者が実刑とならないような取り組みが必要なのであり、刑事司法全体が取り組まなければ、高齢受刑者の増加に代表される問題は解決しない。

なお、刑事司法には、犯罪を中止させ、犯罪事実を認定するという重要な機能がある。つまり、犯罪者を特定し有罪・無罪の判断をする機能である。これも刑事司法が担っている重要な問題解決機能の一つである。筆者もこの機能が重要であることは理解しているが、本稿は、刑事司法、そして刑罰の目的としての犯罪者の更生に焦点を当てるため、刑事処分と量刑部分にのみ焦点を当てて議論を進めることをお断りしておく。

11 応報型刑事司法から問題解決型刑事司法へ（イタリアから学ぶ）

さて、本稿の目的は、少子・高齢化社会における持続可能な刑事政策を提言することにある。問題点だけ指摘して終わるわけにはいかない。そこで、次に、これまで縷々述べてきた問題点を解決するために何が必要か考えてみたい。

その答えは、刑事司法業界にとって、コペルニクス的な転回となるため「言うは易く行うは難し」の典型かもしれないが、それは、刑事司法関係者の常識に反するというだけであり、難しく考える必要はない。それは、刑事司法の機能を従来の応報から更生に切り替えることであり、刑事司法と福祉が連携し、犯罪者といわれる人にも福祉的サービスが届くようにすることである。後半部分は、現在の日本国憲法でも保障されているはずの権利である。筆者は、これを「応報型刑事司法」から「問題解決型刑事司法」への転換と呼びたいと思う。応報としての刑罰に固執しなければ、難しいことではないし、実際、少年司法や保護処分の中で一部実現されている制度もある⁴³⁾。

では、これを可能とするためにどのような仕組みが必要なのかイタリアを例に考えてみよう。なぜイタリアなのか。それは、刑法が日本と同様に大陸系刑法を基にしていること、先進国で日本に次いで人口の高齢化が進んでいること、財政赤字も日本に次いで多く、議院内閣制を持ち、短命の連立政権が多いなど政治体制が日本と類似していること、そして、それにもかかわらず、図17にあるように高齢受刑者の割合が日本と比較して非常に少ないことによる。

(1) イタリアの刑事司法

図18はイタリア刑事司法の流れを示したものである⁴⁴⁾。イタリアの刑事手続は、基本的な部分では日本と重なる点も多い。日本と異なるイタリアの刑事司法の最大の特徴は、判決と刑の執行（刑務所への送致）の間に、もう一つ別のプロセス（裁判所）が介在するところにある。そのプロセスの中心となるのが矯正処分監督裁判所（Tribunale di Sorveglianza：以下TDS）である⁴⁵⁾。TDSは、裁判所が言い渡した刑の具体的な執行方法を検討する裁判所である。TDSの裁判体は、2人の職業

図17 イタリア及び日本における2009年末現在における受刑者の年齢層別構成比

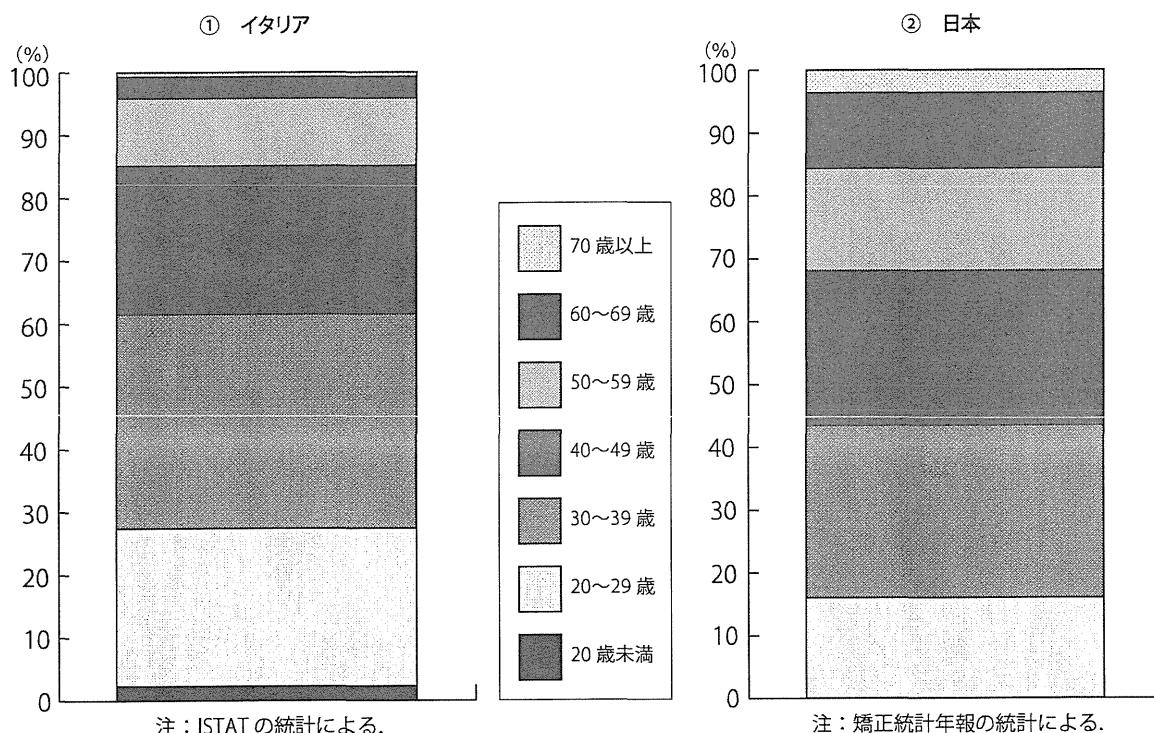
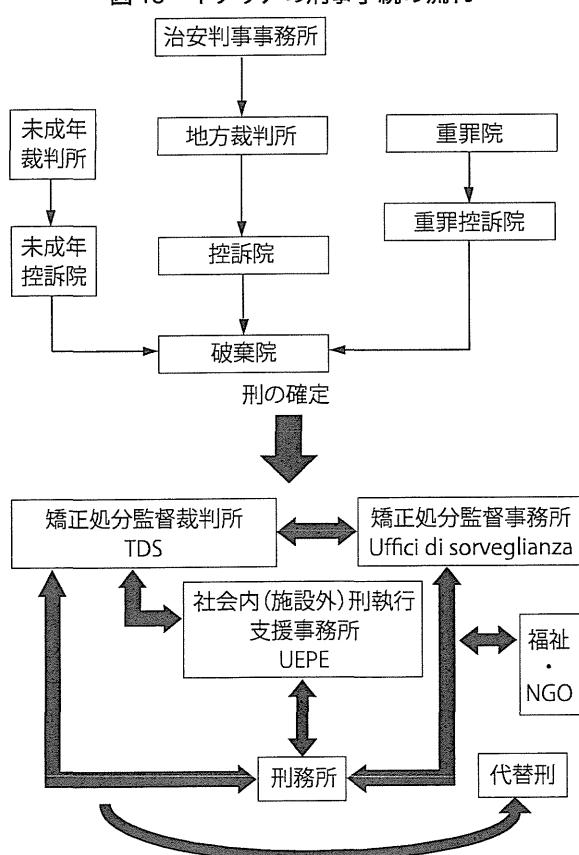


図18 イタリアの刑事手続の流れ



裁判官、1人の臨床心理士または犯罪学者もしくは福祉専門家、1人の医師または精神科医師の4人から構成されている。審理には、受刑者のほか検察官と弁護士が参加する。イタリアでは、自由刑（拘禁刑）が宣告され、確定するとそのほとんどの刑の執行がほぼ自動的に検察官によって一時的に停止され、この間に拘禁代替刑が検討される。これは、イタリア憲法第27条⁴⁶⁾に、「刑罰は人道的なものでなくてはならず、更生を目的としなくてはならない」と明記されているためである。つまり、刑罰としての拘禁刑が宣告された後に、受刑者の特性を考慮し、人道的かつ更生のために望ましい刑の執行方法を検討するため、刑事裁判所とは異なる裁判所が刑の執行段階で設けられているのである。

刑の執行が停止された受刑者については、次に紹介する司法省のソーシャル・サービス機関であるUEPE (Ufficio Esecuzione Penale Esterna : 社会内〔施設外〕刑执行事務所) が日本の家庭裁

判所調査官が行っているような社会調査を実施し、医療的又は福祉的な措置が必要な受刑者については自宅拘禁（公的施設への拘禁を含む）などの拘禁代替刑の必要性について検討し、その結果を社会調査報告書としてTDSに提出する⁴⁷⁾。

（2）UEPE（社会内〔施設外〕刑執行事務所）

イタリアの刑務所で被収容者に対するソーシャルサービスが始まったのは1975年（法律354号、72条）で、その後、司法省内にCSSA（Centro di Servizio Sociale per Adulti）という受刑者にソーシャルサービスを実施する組織ができ、2005年の法改正により、この組織はUEPEと改称している。TDSと同様に、UEPEはイタリア憲法に書かれた刑罰の目的としての更生・社会復帰を促進するために設けられた機関である。UEPEは刑務所内でも活動しているが、組織としては司法省の管轄で刑務所とは別組織として刑務所の外に位置づけられている。組織の形態は、日本の保護観察所とも類似しているが、UEPEは、拘禁代替刑の執行を担当するほか、矯正施設の被収容者とその家族を支援対象とし、刑務所内での処遇にも関与するなど、直接受刑者と関わりながら社会復帰への調整を進める点が異なる。UEPEは、主として刑務所内で活動するグループと社会内で活動するグループの二つに分かれて活動していることが多い。UEPEの主な業務は以下のとおりである：

- ① 拘禁代替刑執行中の者の指導・監督および補導・援護
- ② 拘禁代替刑に関する調整とTDSに対する社会調査報告書の作成
- ③ 釈放者等被収容者に対する社会復帰のための支援
- ④ 被収容者や社会内処遇の対象者に対する社会資源（社会福祉、薬物処遇など）の調整

（最適化・効率化）

⑤ 被収容者の家族に対する支援

UEPEで働いているのは、所長を含めてほとんどがソーシャルワーカー⁴⁸⁾であり、司法省に属してはいるが、地域のソーシャルサービスとネットワークでつながっていることが大きな特徴である。UEPEの主な業務は、ケース・マネジメントであり、処遇に最終的な責任を持つものの、被収容者や代替刑受刑者に対して薬物処遇を行ったりするなど直接プログラムを提供することではなく、職業のあせんや福祉への引き継ぎなど、地域のソーシャルサービスへのつなぎ（コーディネーション）を主な業務としている⁴⁹⁾。様々な社会資源を組み合わせて処遇計画を作成し、それを管理・実行するのがUEPEの役割であり、個別支援ではなく、ソーシャルサービスとしての社会的支援であるのが最大の特徴である。

UEPEの最大の特徴は、刑事司法内の組織で刑務所の外に位置づけられ、社会内での処遇や支援を担当するものの、刑務所内にも自由に行き来することができ、刑務所と外部の社会資源を直接的につなぐことができるにある。日本の保護観察所が同じ法務省に所属しながら刑務所とうまく連携できていないのと比較して、UEPEは組織が別でも、被告人を含めて被収容者の支援という刑務所内の業務が主な業務であるため、刑務所との連携がスムーズであることを特徴としている。さらに、UEPEは、TDSのために社会調査報告書を準備することからもわかるように、司法（裁判所）と矯正・保護処遇や社会福祉をつなげる機関であり、犯罪者の更生に向けて縦割りの刑事司法をつなげる上で大きな役割を果たしている。

前述のようにUEPEの重要な業務の一つが、受刑者から代替拘禁刑の申請があった際に、受刑者本人やその家族や福祉関係機関等と面接しTDSに対して福祉的ニーズを含めた更生のため

の社会調査報告書を作成することにある。60歳以上の高齢者に対する拘禁刑が確定した場合には、その心身の状態や福祉的・医療的なニーズ、家族の受け入れ体制を調査するとともに、単に報告書を作成するだけではなく、必要があれば福祉的機関につなぐことで家族の受け入れ態勢を強化しつつ拘禁代替刑に向けた調整を行う。

イタリア刑法にも、累犯加重という考え方はある。だからといって万引きなどをいくら繰り返したからといって累犯というだけで刑務所に収容されることはない。それは、イタリアにおいて刑罰の目的が犯罪者の更生にあり、刑事司法が、単純に彼らに刑罰を科して終わりにせず、TDSやUEPEが機能することで、更生、つまり犯罪者が犯罪に陥った問題を解決しようとするからである。

12 まとめ

以上、イタリアの刑事司法をTDSとUEPEに焦点を当てて紹介した。日本で起きている累犯化した社会的弱者を大量に刑務所に拘禁するという問題を解決するためには、「応報型刑事司法」を克服し「問題解決型刑事司法」に移行していくことが必要である。そのために必要なものをイタリアから学ぶとすれば、大まかに言うと以下のようなことであろう。

- ① 国民全体、少なくとも刑事司法の専門家が、更生を刑罰の目的の一つとして共有すること（イタリア憲法第27条）
- ② 罪を犯した者が更生するために必要な措置・支援内容を特定するための（判決前・判決後）社会調査を行う制度を作ることとそれを考慮した量刑を行うこと（TDSとUEPEにおける社会調査）
- ③ 刑事司法内に福祉・教育的視点を取り入れ、刑事処分後に福祉や就労など更生のために必要なサービスに彼らをつなぎ、更生計画を実

施するための仕組みを作ること（UEPE）

刑罰の最終目的が犯罪者の更生、社会復帰にあるということを共有することができれば、判決前と判決後が完全に分断された現在の刑事司法の縦割りの弊害も自然と解消し、相互理解も深まるはずである。イタリアの制度を参考にすることは、アメリカやイギリスなどの英米法を基盤とした刑事司法を参考にするのと異なり、現行の刑事司法制度を前提とした状態で更生機能を追加するだけで実現できるという点でもメリットが大きい。日本もイタリアと同様に、有罪・無罪判断（事実認定）と量刑が同時に判決として言い渡される。そのため、アメリカやイギリスのように判決（量刑）前に社会調査を取り入れることは難しい。しかし、イタリアのように、いったん量刑を含めて判決を言い渡した後で、刑の執行を停止して、判決後の社会調査を実施し、刑の執行形態を代替拘禁刑として専門の裁判体で決定すれば、知的障がい者や高齢者を刑務所に送り込むことを回避することができる。

懲役刑の執行は、刑務所の中で行わなければならないというのは我々の思い込みに過ぎない。TDSの機能にしても、それを地方裁判所内の特別法廷としてもいいし、家庭裁判所の中に特別法廷を作つて家庭裁判所調査官を活用してもいい。UEPEの機能は、保護観察所を拡充して地域生活定着支援センターの機能を持たせてもいいのではないか。

いきなり刑罰から応報や拘禁による無力化といった要素を全て払しょくすることは困難かもしれない⁵⁰⁾。しかし、上記のような要素を刑事司法の中に取り入れていくことで、少なくとも高齢者や障がい者が軽微な犯罪で累犯化させて刑務所を死に場所とするような事態は防げるはずである。

また、軽微な犯罪で実刑となる高齢者や知的障がい者だけに焦点を当てるのであれば、新たな立

法をせず、予算措置だけでできることがある。警察官、検察官や裁判官に高齢者犯罪者や触法障がい者の心理や行動の特徴に関する徹底した研修を行うと同時に、彼らが所属する機関内に、微罪処分、起訴猶予や執行猶予を選択した後に福祉につなぐ福祉専門職をコーディネーターとして置くことである。すでに刑務所では社会福祉士配置が始まっている。これを警察や検察庁に拡大するのである。

日本には、起訴猶予という融通無碍の制度がある。起訴段階において検察官の持つ権限は大きく、検察庁内に福祉専門職があり、福祉的ニーズの観点から検察官に助言をし、起訴猶予後に福祉サービスにつなぐだけで、高齢犯罪者や触法障がい者の累犯化をかなりの程度で止められるであろう。手続は、現在も行われている検察官と弁護人が相談して示談を進める場合と同じである。検察官と弁護人の意識さえ変われば、地域生活定着支援センターを活用することで、更生支援計画を立ててもらい、それに従うことを条件に起訴猶予にすればいいのである。起訴猶予であるため、被疑者に對しては一定心理的拘束力があり、丸投げされるよりも福祉施設等も受け入れやすいはずである。重要なのは、福祉的ニーズを考慮して起訴猶予で一件落着にしないことである。きちんと、福祉につなげなければ累犯化は防げない。

刑事司法の専門家の中でも法曹といわれる人々は、ともすると更生=謝罪・反省と考えがちである。刑事司法手続において謝罪や反省が倫理的に求められること、そして、それが行為責任主義の裁判において情状的な要素になることは理解できる。しかし、同時に理解しておかなくてはならないことは、謝罪・反省しただけで人が更生できるわけではないということである⁵¹⁾。法廷で涙を流して反省する被告人は大勢いるし、その後すぐに再犯をする者も大勢いる。彼らが反省したふり

をしていたわけではない。

言うまでもないことであるが、更生を目的とした刑事司法は、犯罪者を悔い改めさせて謝罪や反省を求めるものではない。それでは「金さん司法」と何ら変わらない。謝罪や反省が、更生の条件として倫理的に科せられることがあるとしても、それは更生を目指した刑事司法において目的にはなりえない。「反省は一人でもできるが、更生は一人ではできない」。心を入れ替えただけで人は更生できない。人が更生するためには周囲からの手助けが必要である⁵²⁾。社会的に孤立した被疑者・被告人の場合、そこに手を差し伸べる機会があるのは、現行制度の中では法曹と呼ばれる人たちだけである。

先に指摘したように法曹の中には、弁護士の役割は、憲法31条以下に保障された刑事手続きにおける人権保障にあり、刑事処分後の人生に関わることは弁護士の仕事ではないと考える者も少なくない。しかし、それでは、被疑者・被告人は更生できないし、問題は何も解決しない。

筆者の勤務する法科大学院は、市民のために働く法律家を育てることを目的としている。市民のために働く法律家という言葉には、社会的に困難を抱え、支援の生き届かない人たちに寄り添い、支援する法律家になってほしいという願いが込められている。法律家として、生活困窮や社会的孤立などの問題を解決し、彼らが社会に適応して生きていけるようにすることも法曹の役割である。刑事手続は、そうした問題点を発見するための重要な機会だと考えてもらいたい。問題の本質は、万引きや無銭飲食といった事件にあるのではなく、その背後にある生活困窮や社会的孤立にあるのである。イタリアの精神医療サービスの基本は、精神障害を社会的文脈の中で理解し、障害からの回復を、症状の治療だけでなく、家族や仕事など社会的な文脈の中で考える点にあり、それが犯罪者